

6 日 監 第 1 4 1 号
令 和 7 年 1 月 9 日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅 岡 勇 夫
日進市監査委員 武 田 治 敏

住民監査請求の結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定によりその結果について別添のとおり決定しましたので通知します。

市職員措置請求の監査結果

1 請求人 (省略)

2 請求書等の提出

- (1) 請求書の提出 令和 6 年 11 月 13 日
- (2) 補正書の提出 令和 6 年 11 月 27 日

3 請求の内容

請求書、補正書及び事実証明書、陳述の内容から、監査請求の主張の事実及び措置の要求を次のように解した。

(1) 請求の要旨

子育て支援課が実施する放課後児童健全育成事業について、NPO 法人 LIBERAS 及び一般社団法人みらい学びクリエイトは、市の財産である市有地（学校、児童館等、保育園、児童クラブ専用施設）を、無償で利用している。放課後児童健全育成事業は第 2 種社会福祉事業であり、他にも市内で、同事業を実施している事業者があるが、同様な支援を受けていない。第 2 種社会福祉事業所は民間企業での運営を目的としている面もあるが、市として合理的な理由なく、特定の法人のみに限り実質的な賃料及び光熱費の補助をしていると推測され、本来なら請求すべき賃料などの損失が生じている。また、特定の法人のみに賃料を補助することにより新規参入の障壁となってる。

(2) 措置の要求

- ① 賃料として市中相場を請求する。
- ② 光熱費は実費を請求する。

(3) 事実を証する書面

情報公開請求資料（令和 6 年 11 月 13 日、27 日提出）

4 請求の受理

本件請求は、令和 6 年 11 月 13 日に提起されたが、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条に規定する所定の要件を具備しているか審査を行ったところ、一部不備が認められたことから、請求人に対して書面による補正を求めた。補正書の提出後、再度審査を行ったところ、同条に規定する所定の要件を具備していると判断し、令和 6 年 11 月 13 日付けで受理した。

5 監査の実施

(1) 監査の期間

令和6年11月14日から令和7年1月9日まで

(2) 監査の対象部署

健康こども部子育て支援課、総務部財務政策課

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和6年12月11日に陳述を行った。なお、新たな証拠の追加資料の提出はなかった。その際に、法第242条第8項に基づき、関係職員として、健康こども部子育て支援課長と総務部財務政策課長を立ち会わせた。

(4) 請求人の陳述において確認した事項

- ① 請求内容が職員個人の違法又は不当な行為ではなく、市が実施した事業が対象となっているため、主体責任者となる日進市長への修正を確認した。
- ② NPO法人LIBERASと一般社団法人みらい学びクリエイトが放課後児童健全育成事業を行っている市有地の実施場所を確認した。
- ③ NPO法人LIBERASと一般社団法人みらい学びクリエイトが市の施設を無償で利用できることが具体的にどの法に違反、あるいは不当と考えているかを確認した。
- ④ 第2種社会福祉事業を実施するにあたって、賃料や場所の提供を受けられない理由について確認した。
- ⑤ 市として合理的な理由がないとした理由について確認した。
- ⑥ 特定の法人のみに賃料の補助をすることにより、他企業の新規参入の障壁になっているとあるが、財務会計上、どのような違法や不当があるという考えか、また、違法や不当があった場合、市への損害について確認した。
- ⑦ 本来ならば請求すべき賃料、光熱費、固定資産税の損害が発生しているとした根拠について確認した。
- ⑧ 請求の主旨について、市が放課後児童健全育成事業を実施する特定の団体と市の施設を無償で利用できる覚書を締結したことが、違法若しくは不当に公金の徴収を怠ったとして、市中相場の賃料を請求すべきものであることを確認した。

(5) 監査対象事項

市が放課後児童健全育成事業を実施する特定の団体と市の施設を無償で利用できる覚書を締結したことが、違法若しくは不当に公金の徴収を怠ったことに該当するか。

(6) 関係職員への陳述の聴取

法第 199 条第 8 項の規定により、令和 6 年 12 月 11 日、関係のある職員として健康こども部子育て支援課長及び総務部財務政策課長から事情を聴取した。

6 監査の結果

(1) 関係法令及び通知の他、子育て支援課及び財務政策課から提示された資料等により、次のとおり確認した。

- ① 日進市財産評価審議会は、財産管理の適正を図ることを目的とし、不動産の取得、処分、交換、借入れ及び貸付けに関する価格の評価や財産の管理に関し必要な事項について、調査審議するものである。
- ② 日進市財産評価審議会に法的な拘束力はないが、担当課から審議案件として挙げられる価格案に対して、副市長を委員長とする部長級の幹部職員で構成された組織として調査、審議しており、その決定については、最大限尊重されるべきものである。
- ③ 放課後児童健全育成事業に係る本事案が 1 年遅れて審議されたが、行政財産である土地・建物において本来の行政目的に合致した市の事業を行っており、本来は財産評価審議会における審議案件ではなく報告事項となるものであり、審議が行われなくても覚書の締結に影響はない。
- ④ 行政財産とは、法第 238 条第 4 項において、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、または供することと決定した財産をいうと規定されている。NPO 法人 LIBERAS と一般社団法人みらい学びクリエイトが無償で利用している施設は、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定、並びに、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っていることから、放課後児童健全育成事業の実施に供しているため、公共用に供する行政財産である。なお、実施場所は、学校、児童館等（福祉会館や旧むつみ会館）、保育園、児童クラブ専用施設である。
- ⑤ 児童福祉法第 56 条の 7 第 2 項において、市町村は必要に応じ公有財産の貸付その他必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進することが規定されている。これにより、NPO 法人 LIBERAS 及び一般社団法人みらい学びクリエイトに対しての施設の利用は、行政財産の用途に沿った使用を許可することで、放課後児童健全育成事業の実施を促進するものであり適切である。また、本事業は、放課後児童健全育成事業の実施を促進するために行政財産の利用を許可していることから、無償が適切である。

- ⑥ NPO 法人 LIBERAS が放課後児童健全育成事業を実施することになった経緯は、平成 26 年 10 月号広報において、市内の公共施設 10 カ所にて放課後児童健全育成事業を運営する事業者を公募。1 者の応募があり、学識経験者 2 名、保護者代表、担当部長、課長の 5 名によるプロポーザル審査により NPO 法人 LIBERAS を選定。平成 27 年度から現在に至るまで、継続して放課後児童健全育成事業を実施している。3 年ごとに覚書を締結し、更新の判断は、放課後児童健全育成事業を利用する児童にとっては、長期休暇などには長時間を過ごす生活の場であるため、運営事業者や運営方針が短期間で変わる環境は望ましいものではないことを考慮し、毎年度、実施計画書と実績報告書を提出させ、当事業の基準に沿った適切な事業運営を行っていることを確認している。また、覚書締結時に事業継続の意思確認を行い、更新時の文書は覚書締結にかかる決裁文書を保存している。
- ⑦ 一般社団法人みらい学びクリエイトが放課後児童健全育成事業を実施することになった経緯は、令和元年 8 月に市ホームページで、浅田子どもの家にて放課後児童健全育成事業を運営する事業者を公募。2 者の応募があり、子ども施策推進委員、教育関係者、担当部長、担当課長の 4 名によるプロポーザル審査により一般社団法人みらい学びクリエイトを選定。令和 2 年度から現在に至るまで、継続して放課後児童健全育成事業を実施している。なお、3 年ごとの更新の判断は⑥と同様。
- ⑧ 光熱水費は、放課後児童健全育成事業の実施における市有施設の利用に関する覚書、並びに、別表 1 に基づき、NPO 法人 LIBERAS が放課後児童健全育成事業を行っているクラブが 10 箇所あり、その内の 7 クラブは施設利用により発生した費用を年度末精算で負担している。また、光熱水費の負担対象の欄に記載がない残りの 3 クラブと一般社団法人みらい学びクリエイトは、専用の施設で実施しており個別のメーターがあるため、直接電気やガス事業者を支払っている。固定資産税については、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号により市有施設であるため非課税である。

(2) 監査委員の判断

- ① 対象者については、本請求内容が職員個人の違法又は不当な行為でなく、市が実施した放課後児童健全育成事業となっているため、日進市長に修正する。陳述の際、請求人から市長ではなく、職員の汚職を疑う意見があったが、汚職については、今回の請求内容に記載が無いこと、汚職をした職員、並びに、汚職があったとする事実が個別的、具体的に特定されていないことから、今回の審査対象から除外する。なお、職員措置請求に添付された資料及び子育て支援課が保管している市有施設の利用に関する覚書の締結にあたり、無償であることが文書決裁されていること、財産評価審議会へ報告し異議が出ていないことから、市と

して無償で利用させることを認めていることは明らかであり、担当職員の判断により無償とされたとは確認できず、職員らの汚職を示すものはなかったことを申し添える。

- ② 実施場所については、旧むつみ会館は公民館ではなく、旧福社会館となり、児童福祉法第6条の3第2項の規定の児童館等に含めている実情を鑑み、別表1にある市有地は、学校、児童館等、保育園、児童クラブ専用施設とする。
- ③ 「6 監査の結果」(1)の④、⑤のとおり、NPO法人LIBERASと一般社団法人みらい学びクリエイトが放課後児童健全育成事業として、無償で利用している施設は、行政財産の施設である。また、行政財産において使用料を徴収する必要がある場合や目的外使用で同様に使用料を徴収する場合は、条例の制定が必要となるが、放課後児童健全育成事業での利用は、施設本来の行政目的に沿ったものであることから、利用している行政財産の施設を無償としている行政判断は妥当である。
- ④ 「6 監査の結果」(1)の⑥、⑦のとおり、市が無償で利用を許可する事業者の選定にあたっては、公募によりプロポーザルを実施している。また、その継続にあたっては、運営事業者や運営方針が短期間で変わる環境は望ましいものではないという方針のもと、適切な事業運営を行っているかを現地調査や関連書類の審査などで判断しており、裁量権を逸脱しているとは言えない。このことから、他企業の参入の障壁と市がNPO法人LIBERASと一般社団法人みらい学びクリエイトしか実施できない状況を作っているという主張はあたらない。
- ⑤ 「6 監査の結果」(1)の⑧のとおり、光熱水費については、NPO法人LIBERASが実施している10クラブ内の7クラブは、施設利用により発生した費用を年度末精算で全額負担している。なお、NPO法人LIBERASの残りの3クラブと一般社団法人みらい学びクリエイトは専用の施設で実施しているため、個別のメーターにより直接電気やガス事業者を支払っている。また、固定資産税に当該施設は非課税であることから、光熱費、固定資産税の損害が発生しているという主張はあたらない。

以上のことから、当該行為は長の裁量権の範囲を逸脱したものではなく、これにより、請求人の市が放課後児童健全育成事業を実施する特定の団体と市の施設を無償で利用できる覚書を締結したことが、違法若しくは不当に公金の徴収を怠ったとする本件監査請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。